

平成24年度

税制改正・予算に関する要望書

平成23年11月

一般社団法人 情報サービス産業協会

情報サービス産業に係る 平成 24 年度税制改正等に関する要望

情報サービス産業は、情報システム・ソフトウェア開発、情報処理サービス等を行う事業者で構成され、売上高 19 兆 8 千億円、就業者数 95 万 3 千人を擁する我が国の基幹産業です。グローバルに展開する企業の情報システムを開発しデータセンターで運用する企業が存在する一方、ソフトウェアのもつ特質から、規模は小さくとも、近時注目を集めるソーシャルネットワークのソフトウェアを開発する企業のように、経済社会に大きなインパクトを与える潜在的開発力を有する企業も多数存在します。

前者は、グローバル企業の情報インフラを支えており、本年 3 月の東日本大震災や 9 月の台風のような災害やサイバー攻撃に遭っても情報の生命線としての情報システムの安定運用が重要な使命であることから、財務的にも安定した経営が求められます。また、後者は、ソフトウェアの融資担保上の価値評価が困難なこともあり、その財務基盤は脆弱です。したがって、いずれも税制面からの支援が不可欠といえます。

つきましては、我が国経済を支えるエンパワーインダストリーとしての立場から、平成 24 年度税制改正項目等について以下のとおり要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

要望最優先項目

- 法人実効税率の引下げ
- 中小企業投資促進税制の延長
- 印紙税制度の抜本的見直し

1 平成 24 年度税制改正要望について

(1) 法人実効税率の引下げ

我が国企業の国際競争力の観点から要望した法人実効税率の引下げが平成 23 年度税制改正において未決着の中、復興財源としての復興特別法人税が時限的に課される流れとなりました。しかしながら、更なる円高や震災後に必要性が認識された事業継続対応(BCP/BCM)の観点から、企業の各種コスト負担は増大しており、税負担引下げの必要性はより高まっているといえます。

つきましては、法人実効税率の 5%引下げを確実に実施するとともに、復興特別法人税措置期間後の法人実効税率の段階的引下げを要望いたします。また、併せて、中小法人の軽減税率の引下げを要望いたします。

(2) 中小企業投資促進税制の延長

本年度末で適用期限が到来する中小企業投資促進税制は、我が国の中小企業の設備投資や情報化投資をバックアップする税制として大変重要です。

また、近年クラウドコンピューティングの進展を背景に、情報システムの利用形態が従来の情報システムの開発を委託して所有あるいは購入する形態から、IT サービスとして費用を支払って利用する形態に変化する流れが進みつつあります。中小企業におけるこうした流れを加速するためにも本税制の適用によりサービス提供型の様々なソフトウェアの開発を促し、中小企業者がより安価なサービスを楽しみ、IT 経営を進展させて経営の合理化を図ることが期待されます。

つきましては、本税制の適用期限の延長を要望いたします。

(3) 印紙税制度の抜本的見直し

印紙税は作成文書に担税力を求める文書課税ですが、ペーパーレス化が進む中で、合理性を欠く税制であるといえます。情報サービス企業がユーザーとの間でシステム開発を進める場合には、契約書以外にも仕様書など開発内容について確認するためのやりとりが電子メールの添付ファイルと紙文書とを問わず頻繁に行われますが、紙文書の場合には、しばしば印紙税法上の課税対象とみなされ、実務上の混乱を招いてきました。また、昨今は、電子商取引が日常的に行われるようになりましたが、電子商取引における契約では課税されず、書面契約にのみ課税される実態は税の公平性を損ねるものといえます。

つきましては、印紙税の廃止を視野に入れた抜本的な見直しを図っていただきますようお願いいたします。

(4) 試験研究費の総額に係る税額控除制度における上乗せ措置の恒久化

試験研究費の総額に係る税額控除制度については、上乗せ措置(増加型及び高水準型を選択して常設部分にプラス)を講じていただきましたが、本年度末にその適用期限が到来いたします。

つきましては、この上乗せ措置を恒久化していただきたく、要望いたします。

(5) 交際費課税の特例の延長

中小企業が取引先等との交際に支出する費用は、円滑な取引関係の形成、維持に不可欠なものであり、我が国経済の活性化に寄与しているといえます。

つきましては、この交際費課税の特例の延長を要望いたします。

(6) 事業所税におけるみなし共同事業課税の廃止

情報サービス産業では、事業の効率化の促進、間接コスト削減を目的として、グループ企業のオフィスを一箇所に集約する動きが進んでいます。事業所税では、一定規模までの事業所は免税*とされていますが、グループ企業で事業所を一箇所に集約して事業を行った場合は共同事業とみなされており、課税計算上では従業者給与総額と事業所床面積とが合算されて単独として扱われてしまいます。このため、グループ企業の中に免税点に達しない企業があったとしても免税の対象外となり、税負担の増加を招く結果となっています。

つきましては、グループ連結経営の合理化努力を否定する作用のある、みなし共同事業に対する課税は廃止していただきたく、要望いたします。

* 一般事業所の免税点：事業所床面積の合計面積が1,000平米以下、従業者の合計数が100人以下

平成 24 年度予算に関する要望 ～ 医療連携ネットワークの推進について

我が国産業の体質強化を進め新たな経済成長を果たすため、IT による融合新産業の創出を進める必要があります。スマートコミュニティ、スマートヘルスケア、スマートアグリ等の各分野における融合新産業の創出に向けた施策を始め、関連する基盤技術の開発等を促進するよう要望いたします。

特に、ヘルスケア分野のデジタル化の実施に当たっては、我が国の医療分野が抱える課題解決に資するため、当協会においてと取りまとめた IT を利活用した医療連携ネットワークの推進に関する提言を踏まえていただきますよう要望いたします。

以上